平成２３年（フ）第１４１０号
京都府南丹市美山町豊郷朝日29番地
債務者　小田切建築設計室ことＷｅｂｃｙｃｌｏｎこと　小田切太初
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
京都市南区東九条南山王町52番地
債務者　長谷部孝子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７１６号
兵庫県加古郡播磨町大中２丁目５番36号　ペイズリーハイツＥ―203号
債務者　濱野　勝美
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７１７号
兵庫県加古郡播磨町大中２丁目５番36号　ペイズリーハイツＥ―203号
債務者　濱野　敬子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１０６号
兵庫県姫路市白国２丁目７番１号
債務者　らーめんわが家こと　松永まさ子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１４２号
兵庫県姫路市岡田706番地９
債務者　福本　幸夫
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６号
秋田県北秋田市脇神字平崎川戸沼３番地１
債務者　田村　幸久
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第８２号
沖縄県那覇市楚辺３丁目２番１―505号　ライオンズ泉崎マークヒルズ
債務者　奥山　　恵（旧姓照屋）
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３９号
山口県宇部市大字東須恵2375番地１フォレストヴィラ大井Ａ棟101号、従前の住所山口県宇部市大字中野開作463番地８
債務者　山本慶子こと　朴　　栄子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第３９号
石川県河北郡津幡町字太田井260番地３
債務者　中　　洋子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１２３３号
大阪府八尾市上之島町南１丁目31番地
債務者　上田亜紀子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２７８号
大阪府大東市寺川３丁目９番１号　サンハイツ岩本202号、前住所大阪府大東市深野３丁目19番１号
債務者　小田嶋久子（旧姓田渕）
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５４４号
大阪市西区北堀江２丁目１番13―504号
債務者　久保　恵子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５８９号
大阪府池田市神田１丁目25番11号
債務者　関　　和子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６３７号
大阪市住之江区北島３丁目７番９号
債務者　久保　晃代
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６５４号
大阪市中央区高津３丁目10番２号　マンション優302号
債務者　美村　道彦
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７２３号
大阪市住吉区大領４―15―９、住民票上の住所大阪府松原市天美我堂２丁目468番地の１
債務者　三宅　將斗
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７２７号
大阪府大阪市西成区萩之茶屋１丁目14番14号やすらぎの館302号
債務者　福**嶋**　　**昇**
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部